

所 属	こども福祉課	地域産業課
所属長	畑 俊郎	松田 登
電 話	06-6489-6349	06-6430-9750

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」及び 「あま咲きコイン」の支給対象の拡充 ～支給基準日以降の離婚者やDV被害者等にも支給対象を拡充～

尼崎市では、国の「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業」による10万円一括給付事務をすすめていることに加えて、当該事業の対象にならない子育て世帯に対しても、広く子どもを支援することや国のクーポン給付の趣旨である地域経済活性化という観点を踏まえ、あま咲きコインを活用し5万ポイントの付与を実施するための準備を行っているところです。

このたび、実際に子育てを担っている、支給基準日以降に離婚した、子どもと同居の親等を支援するため、支給対象を拡充します。

1 支給対象者（変更前）

(1) 子育て世帯臨時特別給付金（別紙のA）

- ① 令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受けている者
- ② 令和3年9月30日時点で、平成15年4月2日から平成18年4月1までに生まれた子どもを養育している者のうち、前年所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる所得制限額未満である者
- ③ 令和3年10月以降令和4年3月末までに生まれた新生児も対象

(2) 電子地域通貨「あま咲きコイン」（別紙のB）

基準以上の所得のある者で、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた尼崎市在住の子どもを養育する者

2 支給対象者（新たに支給対象とする方）

(1) 子育て世帯臨時特別給付金（別紙のC）

- ① 9月1日以降に離婚等があり、既に別居親に給付金の支給がなされている、子どもとの同居親
- ② DV加害者に既に給付金の支給がなされている、子どもと同居のDV被害者

(2) 電子地域通貨「あま咲きコイン」（別紙のD・E）

基準以上の所得のある以下の者

- ① 9月1日以降に離婚等があり、子どもと同居の親
- ② 子どもと同居のDV被害者
- ③ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに尼崎市へ転入した子どもを養育する者

3 手続き

申請手続きが必要となります。

詳細は、決定次第、ホームページ等でお知らせします。

以 上

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金及びあま咲きコインの対象者(イメージ)

別紙

収入の目安	通常	離婚等・DV	転入者
960万以上 (※)	<p>B</p> <p>あま咲きコイン(電子地域通貨) 対象児童1人あたり5万円分を給付</p> <p>○基準以上の所得のある者で、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた尼崎市在住の子どもを養育する者</p>	<p>D</p> <p>あま咲きコイン(電子地域通貨) 対象児童1人あたり5万円分を給付</p> <p>基準以上の所得のある以下の者 ① 9月1日以降に離婚等があり、子どもと同居の親 ② 子どもと同居のDV被害者</p>	<p>E</p> <p>あま咲きコイン(電子地域通貨) 対象児童1人あたり5万円分を給付</p> <p>③ 基準以上の所得のある者で、令和3年10月1日から令和4年3月31日までに尼崎市へ転入した子どもを養育する者</p>
960万未満 (※)	<p>A</p> <p>対象児童1人当たり10万円を現金一括給付</p> <p>① 令和3年9月分の児童手当受給者 ② 令和3年9月30日時点で、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子どもを養育している者のうち、前年所得が児童手当の支給対象となる所得制限額未満の者 ③ 令和3年10月以降令和4年3月末までに生まれた新生児も対象</p>	<p>C</p> <p>対象児童1人当たり10万円を現金一括給付</p> <p>① 9月1日以降に離婚等があり、既に別居親に給付金が支給済の子どもとの同居親 ② DV加害者に既に給付金が支給済の子どもと同居のDV被害者</p>	<p>転入前の自治体で給付済のため対象外</p>

※ 扶養親族等の数が3人の場合(モデルケース)の収入額の目安が960万円